

**深川市 「令和 7 年度 麦・大豆生産技術向上事業」に係る一
般競争入札実施のお知らせについて**

入札の概要

入札に参加を希望する方は、公告に示す申請書提出期間内にそれぞれの事業実施主体へ「一般競争入札 参加資格申請書・契約に係る指名停止等に関する申立書」を提出してください。各種様式は関係書類の通りです。

① 事業名

令和 7 年度 麦・大豆生産技術向上事業

② 入札参加資格申請期間

令和7年6月13日(金)から令和7年6月20日(金)まで

一般競争入札公告

北菊水小麦・大豆生産組合 株式会社 memu が発注する下記機械の導入に関する一般競争入札について次のとおり実施します。

令和7年6月13日

北菊水小麦・大豆生産組合
株式会社 memu 代表取締役 鬼原 慎一

1	入札に関する事項	
	案件1号	
	導入機械	ハイクリブームBSSA2000CHと同等の性能を有する製品 1台
	納入期限	契約日から令和8年2月28日まで
	納入場所	深川市深川町字メム 4 号線山 2 線 5 5 5 3 番地 2
	発注構成員	株式会社 memu 鬼原 慎一
	案件2号	
	導入機械	真空播種機OPTIMA-R4TS-JPと同等の性能を有する製品 1台
	納入期限	契約日から令和8年2月28日まで
	納入場所	深川市深川町字メム 4 号線山 2 線 5 5 5 3 番地 2
	発注構成員	株式会社 memu 鬼原 慎一

2 入札参加資格		
(1) 当組合の構成員が役員をしている企業及びその企業と親子関係にある企業ではないこと。 (2) 機械導入後の整備・補修等メンテナンス対応が可能であること。 (3) 農林水産省の機関から物品契約に係る指名停止の措置等を受けていないこと。 (4) 契約書・納品書・請求書・領収書・販売証明書等の導入証明書類発行が可能であること。 (5) 事業決定通知（8月中旬以降）後の代金支払いが可能であること。		
3 入札参加申請書交付・申込等の日程		
(1)入札参加申請書 交付期間	令和7年6月13日(金)から 令和7年6月20日(金)まで	下記入札参加申請書・契約に係る指名 停止等に関する申立書を印刷の上使用
(2)入札参加申請書 等 提出期間	令和7年6月13日(金)から 令和7年6月20日(金)まで	入札参加申請書・契約に係る指名停止 等に関する申立書に押印の上 深川市深川町字メム4号線山2線5553番地2 鬼原 慎一 へ持参
(3)参加資格結果 通知	令和7年6月23日(月)	入札参加申請書記載のe-mailアドレス へ送信
4 入札執行の場所及び日時等		
(1)入札予定日時	令和7年6月30日(月) 午前9時15分	予定であり変更の場合有り 参加資格 結果通知時に記載
(2)入札場所	きたそらち農業協同組合 本所 会議室	北海道深川市深川町字メム10号線 山3線5850号
(3)入札書類	入札書（指定様式） 価格内容内訳書（任意様式）	入札書については参加資格結果通知時 にe-mail添付の様式を使用
(4)開 札	入札後、直ちに立会人立会い の上、開札	

問合わせ先 担当

鬼原 慎一

TEL

0164-22-8693

令和 年 月 日

北菊水小麦・大豆生産組合

株式会社 memu 代表取締役 鬼原 慎一 殿

一般競争入札 入札参加申請書

貴社が発注する令和7年6月13日付一般競争入札公告 案件1号～2号の入札に参加
したいので、本申請書を提出致します。

尚、この申請書記載の内容につきましては事実と相違ないことを誓約します。

参加希望案件 案件1号 案件2号 全案件

※参加希望案件を○で囲う。全件参加の場合は全案件に○

郵便番号：

住 所：

商号又は名称：

代表者氏名：

印

担当者氏名：

電話番号：

e-mailアドレス：

契約に係る指名停止等に関する申立書

（記号） 第 号
令和 年 月 日

北菊水小麦・大豆生産組合

株式会社 memu 代表取締役 鬼原 慎一 様

所在地

商号名又は名称

代表者の役職及び氏名

⑨

当社は、貴殿発注の物品契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から物品契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

（注） 1 ○○には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。

2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止の措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

ただし、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

4 間接補助事業者に対する申立ての場合であって、推進事業者等である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴することを求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。